

# PCB廃棄物収集運搬業の許可申請（新規・更新・変更）について

## 1 はじめに

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集運搬業を行うには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります。
- ・ PCB廃棄物の収集運搬をする際には、環境省が示す「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従わなければなりません。

## 2 添付書類の追加等について

- ・ 特別管理産業廃棄物の種類にPCB廃棄物が含まれる場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の添付書類（以下「添付書類」という。）に加え、下記（1）の書類を提出する必要があります。
- ・ また、添付書類である「収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量」（以下「事業計画概要書」という。）については、下記（2）のとおり記入する必要があります。
- ・ 添付書類の様式やご案内については、申請・届出様式ダウンロードサービス（<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/shigoto/kyoka-ninka/haikibutsu/index.html>）も併せてご覧ください。

### （1）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書に追加する書類一覧

- ・ 1から4の全ての書類の添付が必要になります。

1	運搬容器の構造図 (規則第10条の12第3項1号)	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 使用する全ての運搬容器の仕様書及び設計図面（自ら運搬容器を装備せず連携者の運搬容器を使用する場合を除く。）</li><li><input type="checkbox"/> 運搬容器の写真（自ら運搬容器を装備せず連携者の運搬容器を使用する場合を除く）</li><li><input type="checkbox"/> 運搬容器の検査報告書等<ul style="list-style-type: none"><li>・ UNマーク付きの運搬容器：危険物容器検査証を添付。</li><li>・ 漏れ防止型金属容器等：各種試験結果が確認できる書類を添付。</li><li>・ 移動タンク貯蔵所：消防法に定める所要の検査に合格をしたことを証する書類を添付。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 自ら運搬容器を装備せず連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用できることを証する契約書等</li></ul>
2	連絡設備等の概要を記載した書類 (第10条の12第3項2号)	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> PCB廃棄物の収集運搬中の事故等緊急時における関係者への連絡体制図、緊急連絡先を明記した書類</li><li><input type="checkbox"/> 収集又は運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための機器（電話、無線機、全地球測位システム（GPS）等）の設置状況を記載した書類</li></ul>
3	応急措置設備等の概要を記載した書類 (第10条の12第3項3号)	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 「ガイドライン（※1）」が示す保護衣、吸収材等、消火器等の応急措置設備・器具リスト（それぞれ写真を添付願います）。</li></ul>

		<input type="checkbox"/> 応急措置設備等の内容、使用方法及び作業手順書類。
4	<p>業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類 (第10条の12第3項4号)</p>	<input type="checkbox"/> 安全管理責任者等の「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証 ※ 講習会の受講方法については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター (TEL: 03-5275-7115) に確認願います。 <input type="checkbox"/> 安全管理責任者及び運行管理責任者等 (PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者及び保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者) を配置した体系図 <input type="checkbox"/> ガイドライン4. 2収集・運搬従事者の教育※2に示す ※2に示す教育内容とその実施状況の記録及び教育の実施状況に関する報告書等 なお、教育内容の講師は「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了者とする。

## (2) 事業計画概要書の記入方法について

運搬先によって記入方法が異なりますので、以下①②③をご確認ください。

### ① 日本環境安全事業(株) (JESCO) 北海道事務所に搬入する場合

- ・ 事業計画概要書の処分先に「日本環境安全事業(株) (JESCO) 北海道事業所」の名称及び所在地を記入し、北海道PCB廃棄物処理施設への入門許可証の写しを添付してください。
- ・ 茨城県内で保管されている高濃度PCB廃棄物を処理施設に搬入する場合、JESCO北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設へ搬入できる者 (以下「搬入者」という。)、又は、搬入者と連携して収集運搬を行う者 (以下「連携者」という。) であることが必要となります。

#### 【JESCO北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への運搬について】

- ア 搬入者は、JESCO北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可を申請する必要があります。
- イ 連携者は、搬入者の入門許可申請に際して必要な連携者として関係書類を作成する必要があります。
- ウ 詳細については、JESCO作成の北海道PCB廃棄物処理施設への入門許可申請手引書を確認してください。

### ② 低濃度PCB廃棄物の無害化の無害化処理施設等に搬入する場合

- ・ 茨城県内で保管されている低濃度PCB廃棄物を処理施設に搬入する場合、事業計画概要書の処分先に低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設等 (詳細は環境省ホームページを確認願います。) の名称及び所在地を記入し、当該処理施設の認定証の写し等を添付してください。

(注) 高濃度PCB廃棄物を低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設等に搬入することはできません。高濃度PCB廃棄物の許可申請をする場合は、①あるいは③として事業計画概要書を作成してください。

### ③ PCB廃棄物の保管事業者から委託を受け、保管事業者が保管するPCB廃棄物を同一事業者の別の保管場所に移設する場合

- ・ 事業計画概要書の排出事業者の名称と処分先の名称が同じになるように記入し、保管事業者の保管場所間の移設であることが明確になるようにしてください。

(注) 排出事業者とは異なる事業者の保管場所へ運搬する場合は、その保管場所の使用権限を有している必要があります。使用権限を有していない場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」にて禁止されているPCB廃棄物の譲渡し及び譲受け行為に該当しますので、ご注意ください。

- (3) 積替保管を含む収集運搬業の許可を申請する場合には、事前に茨城県知事から茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第12条に基づく積替保管施設の設置の許可を受け、当該施設を設置したうえで知事の使用前検査を受けた後に申請することになります。
- \* 申請時には、設置許可証の写し、使用前検査結果通知書の写しを添付してください。

収集・運搬を行う場合には、収集・運搬中の事故等によるPCB廃棄物の流出、火災等の被害を防止するため、運搬車及び積替え・保管施設に保護衣、吸収材、土砂、消火器等の応急措置設備・器具を常備する必要がある。常備しておく応急措置設備・器具リストを表5. 1に示す。

表5. 1 応急措置設備・器具リスト（例）

種類	防災備品の一例	備考
保護衣	化学防護服	
保護手袋	耐油性、耐磨耗性	
保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り	
呼吸用保護具	ろ過式マスク（直結式・隔離式） 給気式マスク（自給式、送気式）	ろ過式マスク
保護眼鏡	硬質プラスチック製 軟質塩化ビニル製	ゴーグルタイプ
流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	
回収用具	シャベル、容器（オープンドラム缶等）	
消火設備	粉末消火器、泡消火器、二酸化炭素消火器	粉末消火器
連絡設備・器具	電話（携帯電話、PHS）、無線、GPS	
緊急時対応マニュアル等	緊急時対応マニュアル（5. 2節）、緊急連絡網	

備考欄は、防災備品の設置スペースが少ない運搬車に推奨される防災備品を示す。

※2 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン4. 2収集・運搬従事者の教育（抜粋）

少なくとも表4. 1に定める内容を含むものとし、PCB廃棄物の性状に関し注意すべき事項、関係法令や本ガイドラインが定める収集・運搬におけるPCB廃棄物の適切な取扱い方法、事故等の緊急時における応急措置及び連絡方法並びに各種作業マニュアルや緊急時対応マニュアルに基づく具体的な作業手順について対象者に確実に教育されなければならない。必要に応じて、各種作業等の実地訓練を行うものとする。

表4. 1 教育科目（例）

- (1) 基本的事項
  - ・ 廃棄物処理に係る一般事項
  - ・ PCB廃棄物に係る関係法令
  - ・ PCB廃棄物の性状
  - ・ PCB廃棄物の取扱い方法
- (2) 収集・運搬方法の基本的事項
  - ・ 処理基準
  - ・ 委託契約基準
  - ・ マニフェスト制度
  - ・ 事前調査の方法及び内容
- (3) 積込み、積下し、積替え・保管の方法
  - ・ 運搬容器、運搬車への収納、固定方法
  - ・ 荷役方法

- ・ 管理方法
- ・ 漏洩防止、液抜き の措置
- (4) 運搬の方法
  - ・ 運搬車の点検
  - ・ 安全運行、運搬経路の遵守
  - ・ 運搬中の安全確認
  - ・ 位置確認
- (5) 表示及び携行書類
  - ・ 表示等の方法及び内容
  - ・ 携行書類の内容及びその使用方法
- (6) 運搬容器
  - ・ 運搬容器の基準
  - ・ 運搬容器の取扱い方法
  - ・ 運搬容器の種類と選定方法
  - ・ 運搬容器の維持管理の方法
  - ・ 吸収材の使用 方法
- (7) 緊急時の対策
  - ・ 緊急時の対応方法（通報・連絡方法、被害防止対策方法）
  - ・ 応急措置設備・器具の内容及びその使用方法
  - ・ 健康被害及びその予防措置、応急措置

PCB廃棄物用 運搬容器の構造図（規則第10条の12第3項1号関係）

種類		容量	
収納（運搬）する PCB廃棄物の種類			
<p>写真貼付位置 （容器の種類ごとに仕様書及び設計図面を添付）</p>			
種類		容量	
収納（運搬）する PCB廃棄物の種類			
<p>写真貼付位置 （容器の種類ごとに仕様書及び設計図面を添付）</p>			

（留意事項）

- 1 「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した運搬容器を当該運搬容器の種類毎に撮影したものであること。
- 2 容器の種類毎に仕様書及び設計図面を添付すること。

PCB廃棄物用 連絡設備等の概要を記載した書類（規則第10条の12第3項2号関係）

(1) 収集運搬中の事故等緊急時における関係者への連絡体制図、緊急連絡先

(2) 収集又収集又は運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための機器の設置状況

(1) 応急措置設備・器具リスト

(2) 応急措置設備等の内容、使用方法及び作業手順

(留意事項)

- 1 環境省が示すPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン「5. 1事故の未然防止」に示す保護衣吸収材等、消火器等の応急措置設備・器具リスト等を参照すること。

P C B 廃棄物用 応急措置設備等の概要を記載した書類（規則第 10 条の 12 第 3 項 3 号関係）

(3) 応急措置設備・器具の写真

(申請者ご自身で撮影されたものを貼りつけてください。カタログ等のコピー不可)

(留意事項)

- 1 環境省が示す P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン「5. 1 事故の未然防止」に示す保護衣  
吸収材等、消火器等の応急措置設備・器具リスト等を参照すること

PCB廃棄物用 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類  
(規則第10条の12第3項4号関係)号関係)

(1)安全管理責任者及び運行管理責任者等を配置した体系図

(2)収集・運搬従事者への教育内容とその実施状況の記録及び教育の実施状況

(留意事項)

- 1 体系図には、安全管理責任者及び運行管理責任者それぞれの氏名を明示すること。
- 2 環境省が示すPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン「4.2収集・運搬従事者の教育」に示す教育内容等を参照すること。